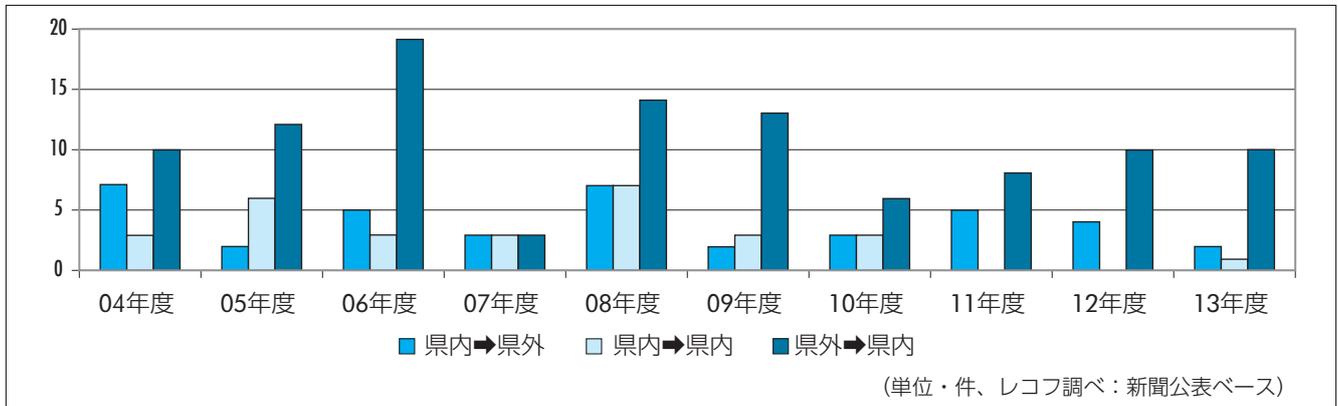


茨城県内のM&A動向について



上のグラフは、過去10年間の茨城県内におけるM&A件数の推移をまとめたものです。M&A案件は、茨城県内企業による県外企業に対する買収・資本参加等（県内→県外）、茨城県内企業どうしのM&A案件（県内→県内）、県外企業による茨城県内企業に対する買収・資本参加（県外→県内）の3つに区分して集計しています。リーマンショック以降減少傾向にあった茨城県内のM&A件数は、景気回復とともに増加傾向にあります。特に、県外企業による茨城県内企業への投資が増加しています。また、経営支配目的の買収・事業譲受だけでなく、資本参加・提携などの緩やかな形態による企業連携も多く見られます。業種別に見ると、これまでM&A案件は小売業が中心でしたが、製造業などへ業種の幅も広がってきています。今後予想される経営環境の変化を踏まえると、M&Aへの戦略的な備え・対応が重要になってくるものと思われます。

茨城県内のM&A件数は、2008年度の28件をピークに2010年度まで減少傾向が見られましたが、2011年度以降は次第に増加してきています。茨城県内の企業による買収・資本参加等は減少傾向が続いていますが、県外の企業による茨城県内企業への投資が活発化しています。他方で、茨城県内企業どうしのM&A案件は2010年度以降ほとんど見られなくなってきました。地域を超えた

より大きな枠組みでの企業再編が求められるようになってきているものと思われます。

M&Aの取引形態については、2006年度～2009年度までが経営支配目的の買収（株式取得）や事業譲受が件数の8割を占めていたのに対し、2011年度以降のM&A案件では、50%以下（マイノリティー）での株式取得（資本参加）が件数の4～5割を占めるようになっており、必ずしも経営支配目的だけではなく、企業連携による様々なメリットを企図した案件が増えているようです。

業種の観点から見ると、2009年度までは、食品スーパー、家電量販店、ドラッグストア、ビデオレンタル、自動車ディーラー等の小売業や外食チェーンが買い手側・売り手側ともに主体となっていました。2011年度以降はこれらに加え、化学、金属製品、機械、電機等の製造業のM&A案件も比率が高くなってきています。様々な業種でM&Aへの積極的な取り組みが見られます。

以上のような県内M&Aの傾向を踏まえると、景気回復に加え、法人税減税や規制緩和、TPP参加等の経営環境変化への対応として、地域を超え、業種を問わず、資本参加を含む様々な形態でM&Aを戦略に組み込んでいくことは、競争を勝ち抜くための重要なカギと言えるでしょう。

（みらいコンサルティンググループ）

「生産性向上設備投資促進税制」の新設について ～ 「即時償却」と「税額控除」を活かす～

平成26年度税制改正において、設備投資の拡大を促すための優遇措置として「生産性向上設備投資促進税制」が新設されました。今回はその制度概要をご紹介します。

◆概要

この制度は、青色申告をしている法人・個人が、生産性の向上に寄与する一定の設備を新規に取得する場合に、通常5年から10年かかる減価償却を1年で行うことにより初年度の税負担を軽減する「即時償却」と、投資額の一部を法人税から控除する「税額控除」のいずれかを選択することができますというものです。

また、中小企業者等については、同税制の対象設備が「中小企業投資促進税制」の対象設備にも該当する場合、その資本金の額に応じ最大で取得価額の10%の税額控除の適用を受けることができます。

◆税制優遇措置の内容

(A)又は(B)のいずれかを選択)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①特別償却	即時償却	即時償却	50% (建物・構築物は25%) 償却
②税額控除 (内、建物・構築物)	5% (3%)	5% (3%)	4% (2%)

特別償却は、取得価額に一定割合を乗じた金額を一時に償却できますので、設備を取得した年の税負担を軽減させたい場合には効果的ですが、課税の繰り延べであるため耐用年数の期間中における償却費合計額は変わりません。一般的にトータルの税負担を軽減させたい場合には税額控除の方が効果的ですが、取得の年が欠損の場合には受けられませんので注意が必要です。

なお、税額控除額は、当期の法人税額等の20%が上限です。

◆対象設備

(1) 先端設備

[対象設備]

新規に取得した機械装置、工具及び器具備品、建物、建物附属設備、ソフトウェア（サーバー及びソフトウェアは中小企業者等に限る。機械装置以外は一部の設備のみが対象。）で下記要件を満たすもの。

[要件]

- ①最新モデルであること
- ②生産性が年平均1%以上向上していること
- ③「一定の価額」以上であること（注1）

[手続き]

設備メーカーから証明書を入手し、申告書に添付する必要があります。

(2) 生産ライン、オペレーションの改善設備

[対象設備]

新規に取得した機械装置、工具及び器具備品、建物、建物附属設備、構築物、ソフトウェア（全ての資産が対象）で下記要件を満たすもの。

[要件]

- ①「投資利益率」（注2）が15%（中小企業者等は5%）以上であること
- ②「一定の価額」以上であること（注1）

[手続き]

事前に投資計画を作成し公認会計士又は税理士のチェックを受けた上で経済産業局へ申請し確認を受けることが必要です。

(注1) 一定の価額：建物120万円、建物附属設備120万円（単品60万円以上かつ一事業年度120万円を含む）、構築物120万円、機械装置160万円、工具及び器具備品120万円（単品30万円以上かつ一事業年度120万円を含む）、ソフトウェア70万円（単品30万円かつ一事業年度70万円を含む）

(注2) 投資利益率 = $\frac{\text{（営業利益+減価償却費）の増加額}}{\text{設備投資額}}$

(みらいコンサルティンググループ)